

井原市公共交通会議 協議事項 (22. 2. 19)

1) 運行の体系変更を必要とする路線について

自家用有償旅客運送（芳井・美星）運行経路の変更に関する事項
（平成 22 年 4 月 1 日から実施）

芳井地区

1. 系統番号 1 - 1 9（芳井小学校 - 片塚）4. 6km 資料 1
運行を廃止する
2. 系統番号 1 - 2 0（芳井小学校 - 鳥越 - 沖）2. 6km 資料 1
新たに路線を創設
起点：芳井小学校（芳井町吉井 4114 番 1 先）
終点：（芳井町宇戸川 370 番 1 先）
運行日：小学校登校日
運行内容：（時刻表のとおり） 資料 3・4
運行経路：芳井小学校 - 鳥越 - 沖
3. 系統番号 1 - 2 1（芳井小学校 - 矢の目 - 黒瀬）8. 4km 資料 1
新たに路線を創設
起点：芳井小学校（芳井町吉井 4114 番 1 先）
終点：（芳井町花滝 3241 番先）
運行日：小学校登校日
運行内容：（時刻表のとおり） 資料 3・4
運行経路：芳井小学校 - 矢の目 - 黒瀬
4. 系統番号 1 - 2 2（芳井小学校 - 佐屋・黒瀬 - 芳井小学校）23. 8km 資料 1
新たに路線を創設
起終点：芳井小学校（芳井町吉井 4114 番 1 先）
運行日：小学校登校日
運行内容：（時刻表のとおり） 資料 3・4
運行経路：芳井小学校 - 郷 - 佐屋 - 野呂花滝 - 黒瀬 - 芳井小学校
5. 系統番号 1 - 2 3（芳井小学校 - 郷 - 佐屋）9. 7km 資料 1
新たに路線を創設
起点：芳井小学校（芳井町吉井 4114 番 1 先）
終点：（芳井町佐屋 215 番 3 先）
運行日：小学校登校日
運行内容：（時刻表のとおり） 資料 3・4
運行経路：芳井小学校 - 郷 - 佐屋

6. 系統番号 1 - 2 4 (芳井小学校 - 天神 - 山村) 9.7km 資料 1
 新たに路線を創設
 起点：芳井小学校 (芳井町吉井 4114 番 1 先)
 終点：(芳井町山村 3578 番先)
 運行日：小学校登校日
 運行内容：(時刻表のとおり) 資料 3・4
 運行経路：芳井小学校 - 天神 - 山村

7. 運行する時刻 資料 3・4
 別紙資料のとおり

美星地区

8. 系統番号 2 - 1 から系統番号 2 - 1 2 について、運行を現運行経路とは逆に運行 資料 5~16

9. 系統番号 2 - 4 (美星小学校 - 八日市 - 美星小学校) 21.5km 資料 8
 運行経路の一部を変更
 城平 - 宗安谷 間 1.0 km を運行経路から削除

10. 系統番号 2 - 7 (幼稚園 - 宇戸 - 美星小学校) 20.6km 資料 11
 運行経路の一部を変更
 大覚様 - L 地点 - (アビエス美星) - M 地点 - 大覚様 間 2.9 km を運行経路に追加

11. 系統番号 2 - 8 (幼稚園 - 八日市 - 美星小学校) 21.6km 資料 12
 運行経路の一部を変更
 城平 - 宗安谷 間 1.0 km を運行経路から削除

12. 系統番号 2 - 1 1 (美星小学校 - 宇戸 - 美星小学校) 21.4km 資料 15
 運行経路の一部を変更
 大覚様 - L 地点 - (アビエス美星) - M 地点 - 大覚様 間 2.9 km を運行経路に追加

13. 系統番号 2 - 1 2 (美星小学校 - 八日市 - 美星小学校) 22.4km 資料 16
 運行経路の一部を変更
 城平 - 宗安谷 間 1.0 km を運行経路から削除

14. 系統番号 2 - 2 1 (美星小学校 - 宇戸 - 美星小学校) 20.5km 資料 17
 運行を廃止する

15. 運行する時刻 資料 19~23
 別紙資料のとおり

16. 対価

井原市自家用旅客有償運送に係る対価は、従来のおり100円／1乗車（小学生以下無料）

2) 井原市の公共交通体系について

- | | |
|----------------------------------|----------|
| 1. 地域公共交通活性化・再生総合事業の活用について | 資料 1～11 |
| 2. 井原市公共交通会議設置要綱の改正について | 資料 12～16 |
| 3. 井原市公共交通会議財務規程の制定について | 資料 17～19 |
| 4. 井原市公共交通会議事務局規程の制定について | 資料 20・21 |
| 5. 井原市公共交通会議の現金を預け入れる金融機関について | 資料 22 |
| 6. 平成22年度 事業計画について | 資料 23 |
| 7. 平成22年度 井原市公共交通会議 収支予算について | 資料 24 |
| 8. 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画の認定申請について | 資料 25～29 |